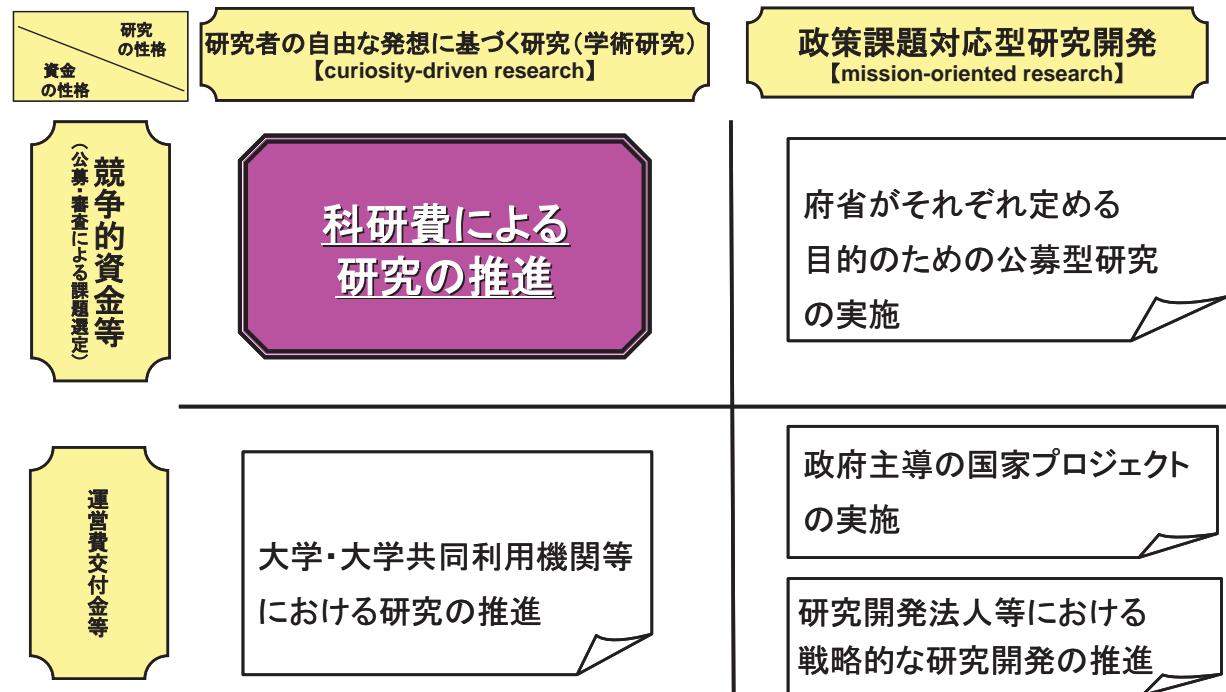


# I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

## 1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ＞

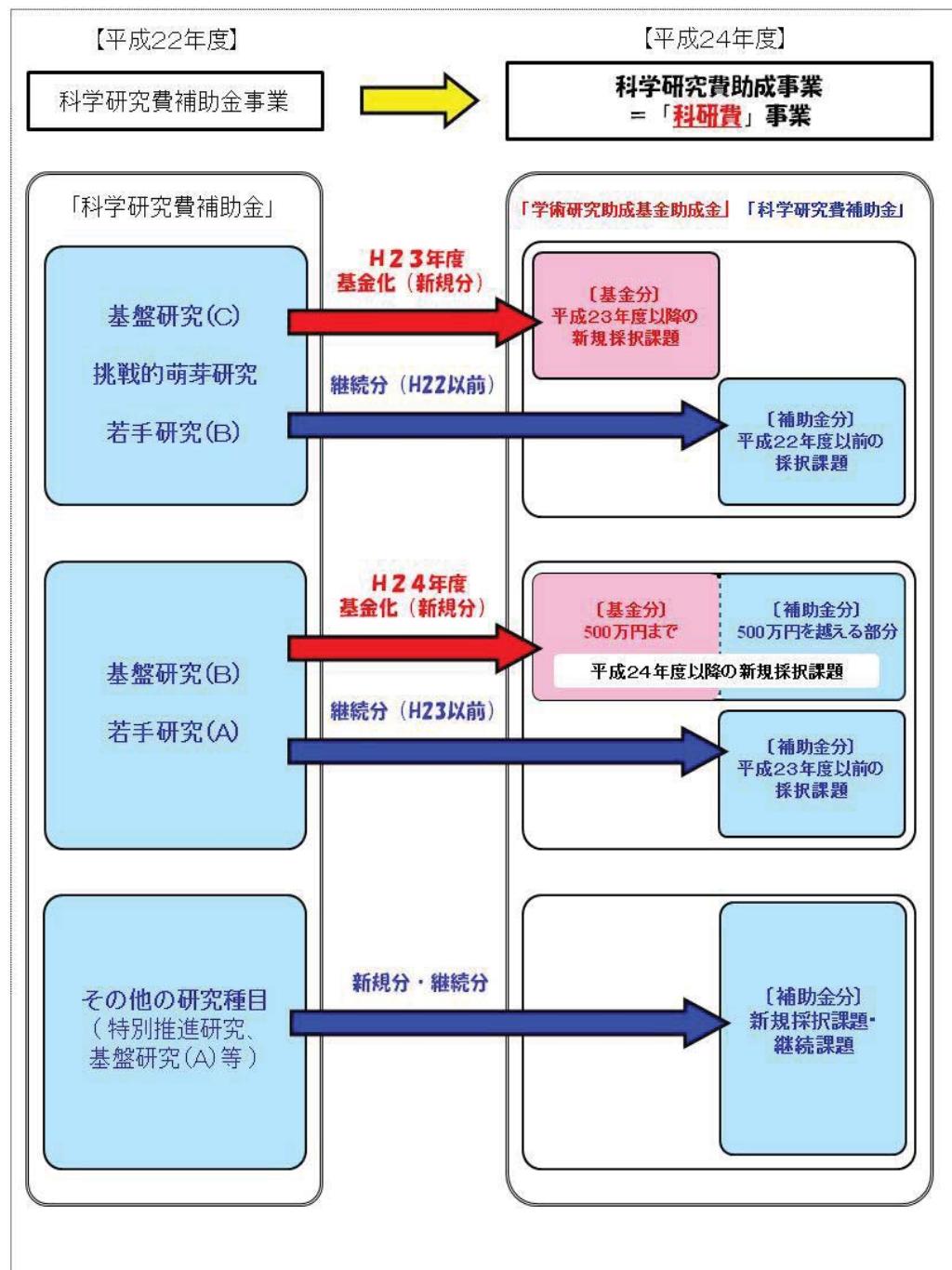


## 2 科研費の基金化について

平成23年度から科研費の一部研究種目について、文部科学省から交付される補助金により日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費（学術研究助成基金助成金）を助成する「基金化」の制度改革をスタートし、複数年度にまたがる研究費の使用を可能としました。平成23年度に基金化を行った「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」に加え、平成24年度には新たに「基盤研究（B）」及び「若手研究（A）」の新規採択分について基金化を導入しました（研究費総額のうち500万円以下）。これらの「基金化」により、採択後において、研究の進捗に応じて、当初の研究計画を変更して研究費を前倒しして使用することや、事前の手続なく研究費を次年度に使用することが可能となりました。また、研究費の執行にあたり、年度をまたぐ物品の調達等が可能となりました。

なお、平成23年度から学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）と従来の科学研究費補助金（以下「科研費（補助金分）」という。）を合わせて「科学研究費助成事業」として実施し、「科研費」と称して取り扱っていますが、これまでの「科研費」の目的・性格をえるものではありません。

## ～科研費のイメージ～



### 3 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3~5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない)
特定領域研究 ※	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地域規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3~6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円~6億円程度)
新学術領域研究 ※	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる (期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円~3億円程度) (研究課題提案型) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究(期間3年、単年度当たり1千万円程度)
基盤研究	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間原則5年、1課題5,000万円以上 2億円程度まで) (A) (B) (C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3~5年) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (応募総額によりA・B・Cに区分) (B) 500万円以上 2,000万円以下 ★ (C) 500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究(期間1~3年、1課題500万円以下)★
若手研究	(S) 42歳以下の研究者が1人で行う研究(期間5年、1課題概ね3,000万円以上 1億円程度まで) (A) (B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2~4年、応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上 3,000万円以下 ★ (B) 500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費 ※	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表 ※	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む)が行う研究の助成(期間3年以内)

注1) ★印の研究種目の審査・交付は文部科学省が行っております。

注2) 「研究成果公開発表」の中に、「研究成果公開発表(B・C)」の応募区分があります。

注3) 「特定領域研究」の「新規の研究領域」、「新学術領域研究(研究課題提案型)」及び「若手研究(S)」の新規募集は行つていません。

注4) ★印の研究種目(基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B))のうち、平成23年度以降に新規に採択された研究課題については、「学術研究助成基金助成金」により実施しています。

注5) ◎印の研究種目(基盤研究(B)、若手研究(A))のうち、平成24年度に新規に採択された研究課題(以下、「科研費(一部基金分)」という。)については、「学術研究助成基金助成金」により実施しています(研究費総額のうち500万円以下)。

### 4 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省(現文部科学省)においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を進めており、現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われております。

研究種目	公募・審査・交付業務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先、交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先)
特定領域研究、新学術領域研究、 特別研究促進費、 研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B・C))	文部科学省
特別推進研究、基盤研究、 挑戦的萌芽研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、 学術図書、データベース)、 特別研究員奨励費	日本学術振興会

※平成24年9月現在

## 5 科研費に関するルール

**科研費（補助金分）**は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成 15 年規程第 17 号）」等の適用を受けるものです。

**科研費（基金分）**は、「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成 23 年規程第 19 号）」等の適用を受けるものです。

**科研費（一部基金分）**は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「学術研究助成基金の運用基本方針」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業の取扱要領（平成 15 年規程第 17 号及び平成 23 年規程第 19 号）」等の適用を受けるものです。

### （1）科研費の 3 つのルール

科研費には次の 3 つのルールがあります。

①応募ルール：応募・申請に関するルール

②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価・追跡評価に関するルール

③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の 3 つのルールは、文部科学省交付分、日本学術振興会交付分ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
文部科学省交付分	科研費（補助金分） 文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱 科学研究費補助金「新学術領域研究」の評価要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
日本学術振興会交付分	科研費（補助金分） 日本学術振興会 公募要領  科研費（基金分）  科研費（一部基金分）	日本学術振興会 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程  ※平成 25 年度の評価ルールは 10 月上旬頃公表予定	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
			日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－（基盤研究（B）、若手研究（A）の新規の研究課題）の使用について各研究機関が行うべき事務等

### （2）科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、科研費の不正な使用等（5 頁注参照）を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこ

ととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出については納品検査を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

### (3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（補助金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

また、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想しえなかつたやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（基金分）は、採択後の研究活動を研究期間全体を通じた単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

また、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続きを経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。なお、最終年度の年度末に未使用額が発生した場合は、事前に研究期間の延長の承認を得ることで、翌年度に繰り越して使用することができます。

科研費（一部基金分）は、応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、補助金については単年度、助成金については複数年度が補助事業期間となることを踏まえ、適切に補助事業を行うようにしてください。なお、基本的には、補助金は科研費（補助金分）、助成金は科研費（基金分）の取扱いに従います。

### (4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知つてもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

② 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

### (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

#### （注）最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

##### ○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究上の不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

## 6 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（7頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 「最先端・次世代研究開発支援プログラム（NEXTプログラム）」に採択され、研究開発を実施している研究者は、科研費に応募することはできますが、採択後に科研費による研究を実施する場合には、日本学術振興会の承認を得た上でNEXTプログラムを廃止する必要がありますので留意してください。

- ③ 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（科研費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

### (2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、科研費を交付しないこととしています（詳細については、「（参考2）科学研究費補助金取扱規程」（67頁～73頁）、「（参考3）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」（74頁～81頁）、「（参考4）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」（82頁～87頁）を参照してください。）。また、不正な使用、不正な受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

② 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があつたと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①と同様に取扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかつたものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠つたこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であつて、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があつた場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほど状態であつて、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

## 7 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

科研費においては、これまででも、研究成果発表のためのホームページ作成費用、研究成果広報用のパンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動に係る費用を直接経費で支弁できることを研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）や科研費ハンドブックなどに明記し、また、研究期間終了後に作成を求めている研究成果報告書において、アウトリーチ活動情報に関する記載を求めるなど、科研費による成果を積極的に社会・国民に発信するよう努めています。なお、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、活用してください。

また、平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着眼点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

## 8 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（<http://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に独立

行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供にご協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることができますので、あらかじめご承知おき願います。

〈問い合わせ先〉

独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

## II 公募の内容

「科学研究費補助金（以下、「科研費（補助金分）」という。）」及び「学術研究助成基金助成金（以下、「科研費（基金分）」という。）」を併せて、「科学研究費助成事業－科研費－」として公募を行っています。

公募は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするために、審査のための準備を早期に進めることができるよう、平成25年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

### 1 公募する研究種目

今回、日本学術振興会が公募する研究種目は次のとおりです。

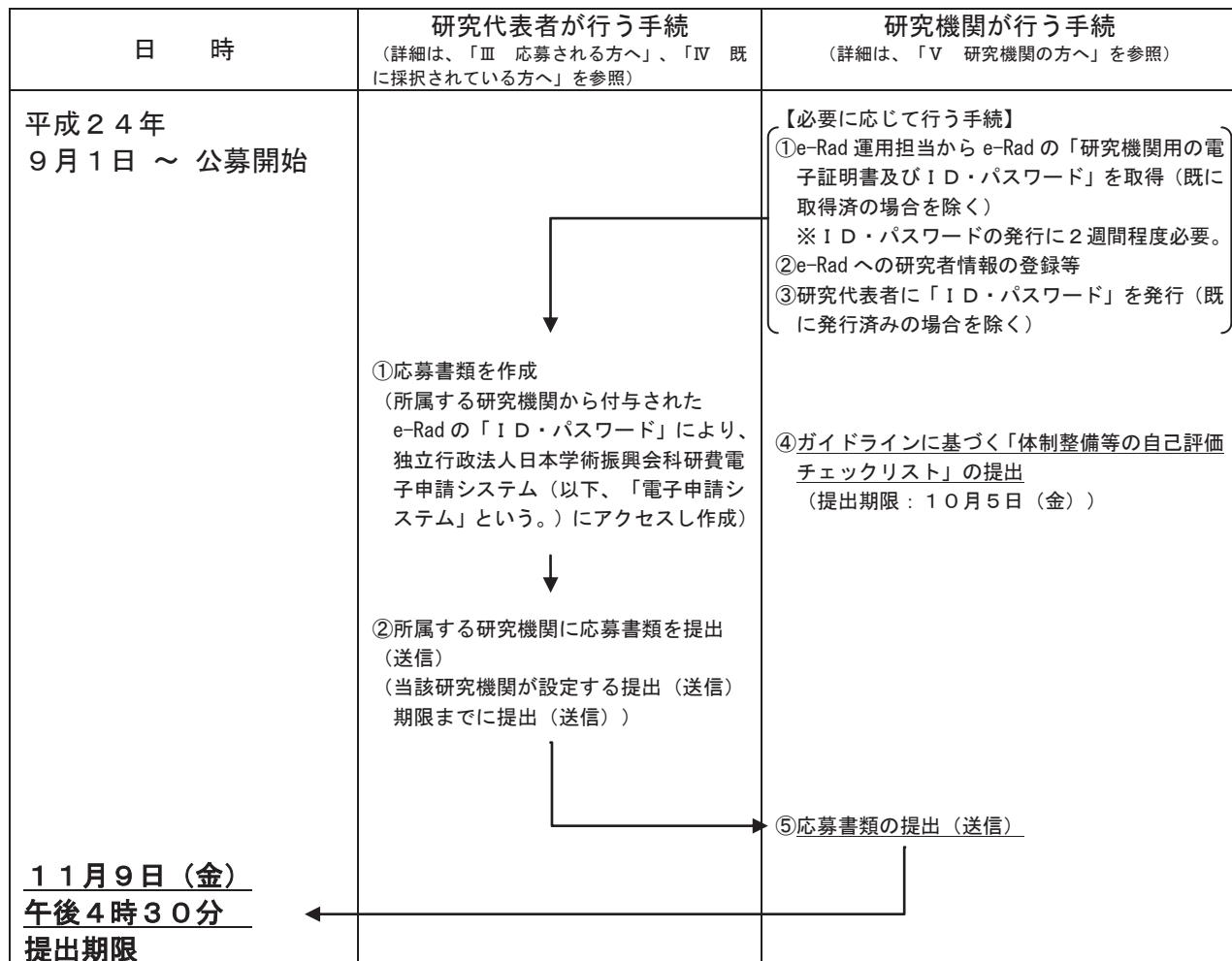
特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）

※ 若手研究（S）は公募を行いません。

### 2 応募から交付までのスケジュール

#### （1）応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。



注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出（送信）した後（「研究代表者が行う手続」②）、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出（送信）しなければなりません（「研究機関が行う手続」⑤）。

については、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」（26頁～31頁）等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続き等（研究機関内における応募書類の提出期限等）について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) e-Rad電子証明書には有効期限があり、発行日より3年間となっていますので、注意が必要です。現在使用しているe-Rad電子証明書の有効期限を確認し、有効期限が近づいている、もしくは有効期限が切れている場合には、必ず更新手続き等を行ってください。e-Rad電子証明書の有効期限の確認方法や、更新手続き等の方法については、e-Radホームページ「電子証明書更新」よりご確認ください。(http://www.e-rad.go.jp/shozoku/certificate/index.html)

研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Radに研究者情報が登録されていなければなりません。e-Radへの登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等の自己評価チェックリスト」を提出しなければなりません（「研究機関が行う手続き」④）。提出がない場合には、「電子申請システム」上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

## （2）応募書類提出後のスケジュール（予定）

特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）
平成24年12月～ 平成25年4月 審査 平成25年4月下旬 交付内定 5月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※ 10月頃 送金（後期分）※	平成24年12月～ 平成25年5月 審査 平成25年5月下旬 交付内定 6月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※ 10月頃 送金（後期分）※	平成24年12月～ 平成25年3月 審査 平成25年4月上旬 交付内定 4月下旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※ 10月頃 送金（後期分）※

※平成24年度より、当該年度の交付請求額（直接経費）等が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、交付請求額（直接経費）等が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

### 3 各研究種目の内容

#### ① 特別推進研究 [科学研究費補助金]

- ア) 対象 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画
- イ) 応募総額 (研究期間全体での総額。以下同じ)  
1 研究課題の応募金額の総額は、5億円程度までを上限の目安としますが、真に必要な場合には、それを超える応募も可能です。また、下限については制限は設けません。  
※ 応募金額の総額が5億円を超える研究計画の取扱い  
応募総額が5億円を超える場合、必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入していただき、その適切性等について、特に厳正な審査を行います。  
※ 応募総額の下限について  
国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進し、格段に優れた研究成果を期待する研究種目であって、応募総額に下限を設けていません。
- ウ) 研究期間 3～5年間
- エ) 採択予定課題数 おおむね十数件程度（極めて厳選されたもの）
- オ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- カ) 留意事項 採択された研究課題については、研究期間の最終年度前年度（研究期間が3年の研究課題については最終年度）に研究進捗評価を行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。また、研究が終了して5年間を経た後に追跡評価を行います。

#### ② 基盤研究 (S) [科学研究費補助金]

- ア) 対象 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 5,000万円以上 2億円程度まで
- ウ) 研究期間 原則として5年間  
※ 定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間であっても差し支えありません。
- エ) 研究費 科学研究費補助金を交付します。
- オ) 留意事項 採択された研究課題については、研究期間の最終年度前年度（研究期間が3年の研究課題については最終年度）に研究進捗評価を行います。なお、研究進捗評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。

### ③ 基盤研究（A・B・C）

〔基盤研究（A）：科学研究費補助金〕

〔基盤研究（B）：科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金〕

〔基盤研究（C）：学術研究助成基金助成金〕

ア) 対象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の3種類に区分

区分	応募総額	審査区分
基盤研究（A）	2,000万円以上	5,000万円以下 一般・海外学術調査
基盤研究（B）	500万円以上	2,000万円以下 一般・海外学術調査
基盤研究（C）		500万円以下 一般

ウ) 研究期間 3～5年間

エ) 審査区分 応募する研究計画の性格により、審査の観点が異なるので、以下の審査区分から1つを選択して応募してください。

#### 審査区分「一般」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究（A・B・C）であり、特色ある研究を格段に発展させるためのものを対象としています。

審査区分「海外学術調査」の対象となる研究計画以外は、すべてこの審査区分に応募してください。

#### 審査区分「海外学術調査」

この審査区分により応募できるのは、基盤研究（A・B）に限られ、研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うものを対象としています。

フィールド調査等を主たる目的としない場合は、審査区分「一般」に応募してください。また、この審査区分では、設備備品は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限ります。

オ) 研究費 基盤研究（A）は、科学研究費補助金を交付します。

基盤研究（B）は、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付します。

基盤研究（C）は、学術研究助成基金助成金を交付します。

### ④ 挑戦的萌芽研究〔学術研究助成基金助成金〕

ア) 対象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた萌え芽期の研究計画

イ) 応募総額 500万円以下

ウ) 研究期間 1～3年間

エ) 研究費 学術研究助成基金助成金を交付します。

## ⑤ 若手研究（A・B）

〔若手研究（A）：科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金〕

〔若手研究（B）：学術研究助成基金助成金〕

ア) 対象 平成25年4月1日現在で39歳以下の研究者（昭和48年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区分	応募総額
若手研究（A）	500万円以上 3,000万円以下
若手研究（B）	500万円以下

ウ) 研究期間 2～4年間

エ) 研究費 若手研究（A）は、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を交付します。  
若手研究（B）は、学術研究助成基金助成金を交付します。

オ) 留意事項 「受給（注）回数制限」と経過措置について

平成22年度公募から、若手研究（S・A・B）を通じた受給回数の制限を導入し、若手研究（S・A・B）を通じて、2回までに限りいづれかの研究種目を受給できることとしています。

なお、平成25年度公募までの間、次の経過措置を設けることとしています。

○ 平成22年度公募時に若手研究（S・A・B）の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、経過措置の設定期間内において若手研究（A・B）のいづれかの研究種目に応募し、1回受給することができます。

（注）ここでいう「受給」とは、若手研究（S・A・B）として採択され、「交付決定を受けること」をいいます。また、研究期間が複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受けた場合であっても「受給回数1回」とします。したがって、例えば、研究者Aが「若手研究（B）（課題番号：15\*\*\*\*\*）」で平成15年度から平成16年度に研究を行い、かつ、「若手研究（A）（課題番号：18\*\*\*\*\*）」で平成18年度から平成21年度に研究を行っている場合は、「受給回数2回」ということになります。なお、次の場合は、いづれも「受給回数1回」とします。

- ・交付決定を受けた後、研究期間の途中に交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・平成18年度科学研究費補助金「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

（参考）次の場合には「受給回数」に含まれませんので御留意下さい。

- ・新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合（交付申請を留保した後、辞退する場合も含む）には「受給回数」に含めません。
- ・平成14年度の「若手研究（B）」の継続研究課題（平成13年度に「奨励研究（A）」として新規採択された課題で、課題番号が「13\*\*\*\*\*」となっているもの）については、交付決定を受けたとしても「受給回数」に含めません。